

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	計画の構成	1
3	計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章	市の地理的、社会的特徴	8
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	10
1	武力攻撃事態	10
2	緊急処理事態	10
3	NBCを使用した攻撃	11
第2編	平素からの備え	12
第1章	組織・体制の整備等	12
第1節	市における組織・体制の整備	12
1	市の各部課等における平素の業務	12
2	市職員の参集基準等	15
3	消防の初動体制の把握等	17
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	18
第2節	関係機関との連携体制の整備	19
1	基本的考え方	19
2	都との連携	19
3	近接区市町村との連携	20
4	指定公共機関等との連携	20
5	事業所に対する支援	21
6	自主防災組織等に対する支援	21
第3節	通信の確保	21
第4節	情報収集・提供等の体制整備	22
1	基本的考え方	22
2	警報等の伝達に必要な準備	24
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	26
第5節	特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	28
第6節	研修及び訓練	29
1	研修	29
2	訓練	29

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	3 1
1	避難に関する基本的事項	3 1
2	避難実施要領のパターンの作成	3 2
3	救援に関する基本的事項	3 3
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	3 3
5	避難施設の指定への協力	3 5
6	生活関連等施設の把握等	3 6
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	3 7
1	市における備蓄	3 7
2	市が管理する施設・設備の整備等	3 7
第4章	国民保護に関する啓発	3 9
1	国民保護措置に関する啓発	3 9
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	4 0
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	4 0
第3編	武力攻撃事態等への対処	4 1
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	4 1
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	4 1
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	4 3
第2章	市対策本部の設置等	4 4
1	市対策本部の設置	4 4
2	通信の確保	5 2
3	特殊標章等の交付及び管理	5 3
第3章	関係機関相互の連携	5 4
1	国・都の対策本部との連携	5 4
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	5 4
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	5 5
4	他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	5 5
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 6
6	市の行う応援等	5 6
7	自主防災組織等に対する支援等	5 7
8	住民への協力要請	5 7
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続き	5 8
第5章	警報及び避難の指示等	5 9
第1節	警報の伝達等	5 9
1	警報の内容の伝達・通知	5 9
2	警報の内容の伝達方法	6 0
3	緊急通報の伝達及び通知	6 1

第2節	避難住民の誘導等	62
1	避難の指示の伝達	62
2	避難実施要領の策定	62
3	避難住民の誘導	65
4	想定される避難の形態と市による誘導	68
第6章	救援	73
1	救援の実施	73
2	関係機関との連携	73
3	救援の程度及び方法の基準	73
4	救援の内容	74
第7章	安否情報の収集・提供	78
1	安否情報の収集	78
2	都に対する報告	79
3	安否情報の照会に対する回答	79
4	日本赤十字社に対する協力	80
第8章	武力攻撃災害への対処	81
第1節	武力攻撃災害への対処	81
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	81
2	武力攻撃災害の兆候の通報	81
第2節	応急措置等	81
1	退避の指示	82
2	警戒区域の設定	85
3	応急公用負担等	86
4	消防に関する措置等	86
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	88
1	生活関連等施設の安全確保	88
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	88
第4節	NBC攻撃による災害への対処等	89
第9章	被災情報の収集及び報告	92
第10章	保健衛生の確保その他の措置	93
1	保健衛生の確保	93
2	廃棄物の処理	94
第11章	国民生活の安定に関する措置	95
1	生活関連物資等の価格安定	95
2	避難住民等の生活安定等	95
3	生活基盤等の確保	95

第4編	復旧等	96
第1章	応急の復旧	96
1	基本的考え方	96
2	公共的施設の応急の復旧	96
第2章	武力攻撃災害の復旧	97
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	98
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	98
2	損失補償及び損害補償	98
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	98
第5編	大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	99
第1章	初動対応力の強化	100
1	危機管理体制の強化	100
2	対処マニュアルの整備	101
3	発生現場における連携協力のための体制づくり	101
4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	101
5	装備・資材の備蓄	101
6	訓練等の実施	102
7	住民・屋間市民への啓発	102
第2章	平時における警戒	103
1	危機情報等の把握・活用	103
2	危機情報等の共有	103
3	警戒対応	103
第3章	発生時の対処	104
1	市対策本部の設置指定が行われている場合	104
2	市対策本部の設置指定が行われていない場合	104
3	市災害対策本部等による対応	104
4	市対策本部への移行	106
第4章	大規模テロ等の類型に応じた対処	107
1	危険物質を有する施設への攻撃	107
2	大規模集客施設等への攻撃	107
3	大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	108
4	大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	109
5	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	110
6	交通機関を破壊手段とした攻撃	112